

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日～ 令和7年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年1月～ 制度に関する資料を作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年10月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和4年12月～ 相談員の研修
- 令和5年2月～ 相談窓口の設置について社員への周知